

石綿の製造、輸入、使用等の禁止について

～労働安全衛生法施行令の一部を改正する法令の施行について～

青森労働局労働基準部安全衛生課

1. 趣 旨

石綿は吸入することにより、肺がん、悪性中皮腫、石綿肺を発生させることが明らかとなっています。労働者の健康障害の観点から、石綿のうちアモサイト及びクロシドライトについては、平成7年の労働安全衛生法施行令（以下「政令」という。）改正により使用等が禁止されたところです。その他の種類の石綿については代替化が困難であったこと等から使用等の禁止までは行わず、局所排気装置の設置、呼吸用保護具の使用等のばく露防止対策による管理の徹底を図ってきたところです。

近年これらの石綿についても代替品の開発が進んできていることを踏まえ、国民の安全確保等の観点から石綿の使用が不可欠なものではなく、かつ、技術的に代替化が可能な石綿含有製品について、その使用等を禁止する政令の改正が行われました。

2. 規制の内容

「石綿（アモサイト及びクロシドライトを除く）をその重量の1パーセントを超えて含有する以下に掲げる製品を製造し、輸入し、譲渡し、提供し、又は使用してはならない。」

こととなります。

- (1) 石綿セメント円筒 （石綿及びセメントを主原料として製造される円筒で、主に煙突として用いられるほか、地下埋設ケーブル保護管、温泉の送湯管、配水管等に用いられる）
- (2) 押出成形セメント （セメント、ケイ酸質原料及び繊維質原料を主原料として高温・高圧下で空洞を持つ板状に押出成形し硬化させたもので、軽量・不燃で施工性にも優れているため、主に建築物の非耐力外壁及び間仕切壁等に用いられる）
- (3) 住宅屋根化粧スレート （セメント、ケイ酸質原料、混和材料等を主原料として加圧成形されたもので、主に住宅用屋根に張られた板の上に葺く化粧板として用いられる）
- (4) 繊維強化セメント板 （セメント、ケイ酸質原料、石灰質原料、パーライト、スラグ及び石膏等を主原料とし繊維等を加え成形させたもので、主に工場等の建築物の屋根や外壁に用いられる）
- (5) 窯業系サイディング （セメント質原料及び繊維質原料を主原料とし、板状に成形し硬化させたもので、主に建築物の外装に用いられる）
- (6) クラッチフェーシング （クラッチディスクの円板面又は円筒端面にはり付けて使用される摩擦材商品であり、主にクラッチディスクとフライホイールの間に配置され、駆動力の伝達を制御するものとして用いられる）
- (7) クラッチライニング （クラッチシューの円筒面にはり付けて使用される摩擦材部品であり、主にクラッチシューとクラッチドラムの間に配置され、駆動力の伝達を制御するものとして用いられる）
- (8) ブレーキパッド （キャリパーに取り付けて使用される摩擦材部品であり、主にディスクロー

ターをその両側から挟み込むことで制動力を発生させるものとして用いられる)

- (9) **ブレーキライニング** (ブレーキシューの円周面にはり付けて使用される摩擦材部品であり、主に外側方向へ広がることでブレーキドラムの内側との摩擦により制動力を発生させるものとして用いられる)

- (10) **接 着 剤** (二つの物体を貼り合わせるために用いる物質であり、幅広い分野で用いられる)

3. 施 行 日

平成16年10月1日

4. 石綿について

(1) 石綿の種類

	分類	石綿名	現行の規制	平成16年10月1日以降
石 綿	蛇紋石系	クリソタイル(白石綿)	規則等で取り扱い規制	10製品について製造・使用等禁止 (以外の製品は現行の規制による)
		クロシドライト(青石綿)	労働安全衛生法に基づき 製造・使用等禁止	同 左
	角閃石系	アモサイト(茶石綿)		
		アンソフィライト	規則等で取り扱い規制	10製品について製造・使用等禁止 (以外の製品は現行の規制による)
		トレモライト		
		アクチノライト		

※石綿(クロシドライト及びアモサイトを除く)のうち、アンソフィライト、トレモライト及びアクチノライトは、鉱物等に不純物として含まれることがあるもので、我が国の産業界では使用されていないものであり、現在使用されている石綿のほとんどすべてはクリソタイル(白石綿)であること。

(2) 石綿の有害性

石綿粉じんを吸入することにより、主に次のような健康障害を生じるおそれがあります。

◆肺 が ん

肺胞内に取り込まれた石綿繊維の主に物理的刺激により肺がんが発生するとされています。発がん性の確さは、石綿の種類により異なるほか、石綿の太さ、長さにも関与します。

◆悪性中皮腫

肺を取り囲む胸膜や、肝臓や胃などの臓器を囲む腹膜等にできる悪性の腫瘍のことです。

◆石 綿 肺

肺が線維化してしまう肺線維症(じん肺)という病気の一つです。肺の線維化を起すものは他の鉱物性粉じん等多くの原因がありますが、石綿のばく露によって起きた肺線維症を特に石綿肺と区別しています。

(3) 石綿品の用途

規制対象の10製品以外の製品として、シール材、ジョイントシート、耐熱・電気絶縁板、石綿布・石綿糸等があり、これらの製品は現時点で代替化が困難であることから使用禁止等の規制対象とはならず、現行規制により管理使用していく必要があります。

女性労働者の母性健康管理について

～「母性健康管理指導事項連絡カード」Q & A～

青森労働局雇用均等室

青森労働局雇用均等室では、妊娠中又は出産後の女性労働者が医師等から受けた指導事項の内容を、事業主に伝達するために「母性健康管理指導事項連絡カード（以下、母健連絡カード）」を利用していただくようお願いしています（詳しくは、本誌2003年夏号11ページをご覧ください）。

以下、青森労働局雇用均等室によせられた母健連絡カードに関する問合せについてご紹介します。

Q：母健連絡カードを事業主あて提出したところ、医師の診断書を求められた。この場合、あらためて診断書を作成することになるのか？

A：休業等の措置にあたってどのような書類を提出させるかについては事業主の判断によりますが、母健連絡カードは医師による証明文書のひとつであり、診断書と同等のものと位置づけられます。

Q：母健連絡カードは有料か？

A：具体的な金額については、基本的には個々の医師の判断によりますが、日本産婦人科医学会では、目安として「母健連絡カードは証明書扱いとし、2千円を限度とする。また、診断書と併せて母健連絡カードに記載する場合は、添付書類として母健連絡カードの費用は徴収しない」とし、会員医師あて周知しています。

Q：母健連絡カードにより休業等の申請をした場合、解雇等の不利益を受けることはないか？

A：男女雇用機会均等法第23条では、事業主に対し、妊娠中又は出産後の女性労働者が医師等から何らかの指導を受けた場合、その指導事項を守ることができるよう適切な措置を講じるよう義務付けています。

医師等の指導に基づき休業等の申請をしたことを理由として、妊娠中又は出産後の女性労働者に対して著しく不利益な取扱いをすることは、均等法の趣旨に反するものであり、改善が求められます。

*母健連絡カードは、厚生労働省ホームページ（<http://www2.mhlw.go.jp/topics/seido/jousei/hourei/20000401-25-1.htm>）からダウンロードすることができます。

*不明な点等ございましたら、青森労働局雇用均等室（TEL 017-734-4211、FAX 017-777-7696）までお問合せください。

「青森県の最低賃金」のお知らせ

青森労働局賃金室

最低賃金の件名		適用範囲
青森県最低賃金 時間額 605円 (平成14年10月1日発効)		産業や職種に関わりなく県内で働く常用・臨時・パートなどすべての労働者と、労働者を一人でも使用しているすべての使用者。 ただし、下記の産業別最低賃金が適用されるものは除きます。
青森県産業別最低賃金	鉄鋼業 時間額 721円 (平成14年12月21日発効)	鉄鋼業。 ただし、高炉による製鉄業及び表面処理鋼材製造業は除かれます。
	電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス製造業 時間額 665円 (平成15年12月21日発効)	電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業及び電子部品・デバイス製造業。 ただし、電球・電気照明器具製造業、電子計算機・同附属装置製造業及び医療用計測器製造業（心電計製造業を除く）は除かれます。
	各種商品小売業 時間額 661円 (平成15年12月21日発効)	各種商品小売業（衣食住にわたる各種商品を販売する事業所で、その事業所の性格上いずれが主たる販売商品であるか判別できない事業所）。
	自動車小売業 時間額 700円 (平成14年12月21日発効)	自動車（新車）小売業、中古自動車小売業、自動車部品・付属品小売業。 ただし、二輪自動車小売業（原動機付自転車を含む）は除かれます。

青森県最低賃金

1時間 **605円**

(平成14年10月1日から)

産業別最低賃金

鉄鋼業	1時間 721円	平成14年12月21日から
電気機械器具 情報通信機械器具 電子部品・デバイス製造業	1時間 665円	平成15年12月21日から
各種商品小売業	1時間 661円	平成15年12月21日から
自動車小売業	1時間 700円	平成14年12月21日から

まずチェック！——
働くルールの最低賃金※最低賃金に関する
ご相談・お問い合わせは青森労働局
労働基準部 賃金室
Tel 017-734-4114

又は最寄りの労働基準監督署まで



《最低賃金額の算定に含まれない賃金》

精皆勤手当／通勤手当／家族手当／臨時に支払われる賃金／1ヶ月をこえる期間ごとに支払われる賃金（賞与・期末手当等）／時間外労働・休日労働に対して支払われる賃金及び深夜労働に対する割増部分の賃金

※照会、相談は

- ◇青森労働局賃金室 ☎017-734-4114
- ◇青森労働基準監督署 ☎017-734-4444
- ◇弘前労働基準監督署 ☎0172-33-6411
- ◇八戸労働基準監督署 ☎0178-46-3311
- ◇五所川原労働基準監督署 ☎0173-35-2309
- ◇十和田労働基準監督署 ☎0175-23-2780
- ◇むつ労働基準監督署 ☎0175-22-3136